

公益財団法人島根県市町村振興協会基金貸付細則

〔平成 25 年 4 月 1 日〕
島根県市町村振興協会細則第 1 号

（趣旨）

第 1 条 この細則は、公益財団法人島根県市町村振興協会基金積立運用規程（以下「規程」という。）第 5 条の規定に基づき、公益財団法人島根県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が、市町村に対して基金の資金（以下「資金」という。）を貸付ける場合の貸付の条件、手続きその他必要な事項を定めるものとする。

（貸付の種類）

第 2 条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

2 長期貸付とは、貸付対象事業に係る地方債の原資として、市町村に対する一会計年度を超える貸付で、第 4 条に規定する貸付の要件を具備するものをいう。

3 短期貸付とは、貸付対象事業（別表に掲げる災害関連事業に限る。）に係る一時借入金としての貸付で、同一会計年度内に償還が行われ、かつ第 4 条第 1 号から第 3 号に規定する貸付の要件を具備するものをいう。

（貸付対象事業の細目）

第 3 条 規程第 4 条で定める貸付対象事業の細目は、別表のとおりとする。

（貸付の要件）

第 4 条 資金の貸付を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

- （1） 償還の見込みが確実であること
- （2） 事業の計画が適切であること
- （3） 財務の経理が明確であること
- （4） 長期貸付にあっては、地方債の同意又は許可（以下「同意等」という。）を受けているもの、当該年度において地方債の同意等を受けることが確実と認められるもの又は地方債の起債に関して届出がなされたものであること

（貸付方法）

第 5 条 資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

（貸付条件）

第 6 条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 貸付利率は、全国市町村振興協会基金貸付細則第 5 条第 1 号及び附則第 2 条に基づき全国市町村振興協会理事長が定める貸付利率による。
- （2） 償還期限は、長期貸付にあっては 5 年以内（うち据置期間 1 年以内）、10 年以

内（うち据置期間2年以内）、12年以内（うち据置期間2年以内）、15年以内（うち据置期間3年以内）又は20年以内（うち据置期間4年以内）、短期貸付にあっては同一会計年度内とする。

（3） 元金の償還方法は、次のとおりとする。

ア 長期貸付にあっては半年賦元金均等償還の方法によるものとし、その償還期日は、毎年度9月24日及び3月24日とする。ただし、その日が金融機関の休日にあたるときは、その直後の金融機関の営業日とする。

イ 短期貸付にあっては一括弁済の方法によるものとし、この法人が送付する償還年次表のとおりとする。

（4） 利息については、長期貸付にあっては、資金を貸し付けた日の翌日から最終償還の日までの利息を、短期貸付にあっては、資金を貸し付けた日の翌日から元金償還の日までの利息を、元金の償還期日にこの法人に支払うものとする。

（5） 延滞利息は、延滞元利金について年10パーセントとする。

（借入の申込み）

第7条 資金の貸付を受けようとする市町村は、原則として借入予定日の3週間前までに、次の各号に掲げる書類を協会に提出するものとする。

（1） 借入申込書（様式第1号又は様式第2号）

（2） 事業概要調書（様式第3号又は様式第4号）

（3） 長期貸付にあっては起債協議同意書の写又は起債許可書の写又は起債同意等予定額通知書の写又は知事への届出書の写、短期貸付にあっては一時借入金現在額調（様式第5号）

2 前項に定めるもののほか、この法人は当該市町村に対し、必要な書類の提出を求めることがある。

（貸付の決定）

第8条 この法人は、借入の申込みを受けたときには、貸付の可否及び貸付額を決定のうえ、貸付を行うことに決定した市町村に対しては、借用証書（様式第6号又は様式第7号）の提出を求め、貸付を行わないことに決定した市町村に対しては、その旨を通知するものとする。

（貸付及び償還の実行）

第9条 市町村は、前条の借用証書を直ちにこの法人に提出するものとし、この法人は、これと引き換えに資金を送付するものとする。

2 この法人は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあっては、償還年次表（様式第8号）を作成し、これを当該市町村に送付するものとする。

3 この法人は、資金の貸付に係る元利金償還期日の2週間前までに、元利金払込通知書（様式第9号）を当該市町村に送付するものとする。

4 市町村は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日に、同通知書によっ

て指定された銀行に元利金を払い込むものとする。

(報告及び調査)

第 10 条 資金の貸付を受けた市町村は、貸付金の償還が完了するまでの間に次の各号に該当する場合においては、その都度速やかにこの法人に報告しなければならない。

(1) 名称を変更した場合

(2) 地方自治法第 7 条又は第 288 条の規定に基づき、貸付を受けた資金の債務の継承を生じた場合

(3) 貸付金を財源とする事業を中止し、若しくは廃止し、又は計画を変更した場合

2 資金の貸付を受けた市町村は、当該貸付に係る事業が完了したときは、当該事業完了後 3 週間以内に事業完了報告書（様式第 10 号）をこの法人に提出しなければならない。

3 この法人は、前 2 項に定めるもののほか、必要と認めるときは、当該市町村から報告を求め、又は職員をして関係書類その他必要な物件を実地に調査させることができる。

(繰上償還)

第 11 条 この法人は、資金の貸付を受けた市町村が、資金を貸付の目的外の用途に使用したとき、又はこの細則に違反したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。この場合においては、この法人は、繰上償還させようとする日の 10 日前までに当該市町村に対し、繰上償還通知書（様式第 11 号）を送付するものとする。

2 市町村は、この法人の承認を得て貸付の資金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合においては、当該市町村は、あらかじめ繰上償還申請書（様式第 12 号）をこの法人に提出しなければならない。

3 この法人は、市町村から前項の申請書の提出を受けたときは、繰上償還をさせようとする日の 10 日前までに、当該市町村に対し、繰上償還通知書（様式第 11 号）を送付し、繰上償還をさせないことを決定した市町村に対しては、その旨通知するものとする。

4 第 1 項及び前項に規定する繰上償還の場合における元利金の払込期日は、この法人が指定するものとする。

(繰上償還に伴う償還元利金の払込み)

第 12 条 市町村は、前条第 1 項又は第 3 項の規定による繰上償還通知書に基づき、その償還期日までに指定された金融機関に元利金を振り込まなければならない。

2 この法人は、長期貸付金の一部繰上償還を受けたときは、修正した償還年次表を作成し、これを当該市町村に送付するものとする。

(補則)

第 13 条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は、理事長が定める

附 則

- 1 この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

別 表

第 2 条 第 3 号 に 掲 げ る 事 業	(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象に伴う災害に関連する事業 (2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業 (3) その他理事長が必要と認めた災害に関する事業
第 3 条 に 掲 げ る 事 業	(1) 歴史上又は学術上価値の高い建造物、城跡等文化財の保全に資するための事業 (2) 集会施設等地域連帯意識の醸成に資するための事業 (3) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資するための事業 (4) 自然災害防止施設等地域の防災に資するための事業 (5) 民生施設、環境保全施設等住民の福祉の向上に資するための事業 (6) 共同研修施設等市町村職員の資質の向上に資するための事業 (7) 体育館、プール、遊歩道等スポーツ振興及び健康増進に資するための事業 (8) 通学道路、図書館、美術館等教育及び文化の向上に資するための事業 (9) 以上のほか市町村における緊急に整備を要する施設等整備事業のうち貸付対象事業として理事長が必要と認めた事業

長期貸付借入申込書

1 借入金額

2 資金の用途

3 借入条件

円也

(市町村名) 起債事業 (内訳：様式1別紙のとおり)

借入期間	借入金額	利率
5年(うち据置期間1年)	円	パーセント
10年(うち据置期間2年)	円	パーセント
12年(うち据置期間2年)	円	パーセント
15年(うち据置期間3年)	円	パーセント
20年(うち据置期間4年)	円	パーセント

4 借入希望期日

5 元利金の支払方法及び期日

6 資金の交付を受ける銀行等の店舗

年 月 日

半年賦元金均等償還とし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。

貴協会へ届出の金融機関店舗

上記により、貴協会から資金の借り入れをいたしたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

年 月 日

職氏名

公益財団法人島根県市町村振興協会

理事長 殿

(注) 1. ※印は、記入しないでください。
2. 借入金額は、算用数字(1, 2, 3, ……) で記入してください。
3. 借入条件は、借入期間が1種類の場合、該当する欄のみ記入してください。
4. 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。

起 債 事 業 一 覧

償還期間 (うち据置期間)	起 債 名	事 業 名	借入金額
5 年 (1 年)			円
			円
			円
	小 計		0 円
1 0 年 (2 年)			円
			円
			円
	小 計		0 円
1 2 年 (2 年)			円
			円
			円
	小 計		0 円
1 5 年 (3 年)			円
			円
			円
	小 計		0 円
2 0 年 (4 年)			円
			円
			円
	小 計		0 円
合 計			0 円

記入に際しては、適宜、行を追加・削除して使用して下さい。

短期貸付借入申込書

- 1 借入金額 金 円也
- 2 資金の用途
- 3 利率 年 パーセント
- 4 借入希望期日 年 月 日
- 5 償還予定期日 年 月 日
- 6 利息支払方法 元金償還の日において、借入日の翌日から元金償還の日までの日数に応じて支払います。
- 7 資金の交付を受ける銀行等の店舗 (銀行名) (店名) (預金種目) (口座番号) (口座名義人)

上記により、貴協会から資金の借り入れをいたしたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

年 月 日

職氏名

公益財団法人島根県市町村振興協会

理事長 殿

- (注) 1 ※印は、記入しないでください。
- 2 借入金額は、算用数字（1, 2, 3, ……）で記入してください。
- 3 「6 資金の交付を受ける銀行等の店舗」欄は、金融機関名及び登録口座名を正確に記入してください。
- 4 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。
- 5 枠外の捨印は、必ず押印してください。

長期貸付事業概要調書

1. 市町村名		2. 連絡先		担当者氏名：		電話番号：		※ 令和 年 月 日 受付			
3. 借入申込額		千円		4. 借入希望期日		令和 年 月 日					
5. 事業概要	事業名	借入期間	償還方法	本事業年度	左の財源内訳			地方債の発行の際の状況	着工日 (予定)	竣工日 (予定)	備考
					財政融資資金	起債	債	発行形態	同意・届出・許可日	同意・届出・許可額	
					千円	振興協会資金	その他の資金	一般財源等	年 月 日	千円	
					千円	千円	千円		年 月 日	千円	
合 計											

※貸付決定額	千円	※貸付日	令和 年 月 日	※附 記
--------	----	------	----------	------

(注) 1. ※印欄は、記入しないでください。
2. 「5. 事業概要」欄には、次のとおり記入してください。
・「借入期間」には、『5年』、『10年』、『12年』、『15年』又は『20年』のいずれかを記入してください。
・「償還方法」には、『元金』と記入してください。
・「地方債の発行の際の状況」の「発行形態」には、『同意』、『届出』又は『許可』のいずれかを記入してください。
・補助事業の場合は、その旨を備考欄に記入してください。
・災害応急対策事業及び災害復旧事業の場合は、被災年月日、災害の種別（地震、豪雨等）を備考欄に記入してください。
3. 起債協議等の際、県に提出した事業計画書を添付してください。なお、金額等に変更がある場合は修正して下さい。
4. 記入に際しては、適宜、行を追加して使用して下さい。

短期貸付事業概要調書

		※		年	月	日	受付		
団体名	連絡先	課		(担当者氏名)		(電話番号)			
借入申込額	千円	借入希望期日	年	月	日	償還予定期日	年	月	日
事業名 (資金の用途)									
事業費 (資金の需要)		千円	協会資金	千円					
			その他資金	千円					
予算に定めた一時借入金の最高額 A									
一時借入金現在高 B									
A - B									
本件のほか、今年度における 当協会短期貸付借入予定		年	月						

様式第5号（第7条第3号関係）

一時借入金現在額調

団体名 _____ 年 月 日現在

借入先	借入金現在額	利率	借入期間	備考
	千円	年 %	年 月 日 から 年 月 日	
	千円	年 %	年 月 日 から 年 月 日	
	千円	年 %	年 月 日 から 年 月 日	
	千円	年 %	年 月 日 から 年 月 日	
	千円	年 %	年 月 日 から 年 月 日	
	千円	年 %	年 月 日 から 年 月 日	
	千円	年 %	年 月 日 から 年 月 日	
	千円	年 %	年 月 日 から 年 月 日	
	千円	年 %	年 月 日 から 年 月 日	
	千円	年 %	年 月 日 から 年 月 日	
合計（A）	千円			
予算に定められた一時借入金の最高額又は限度額（B）	千円			
（B）－（A）	千円			

長期貸付借入証書

金額

円也

上記金額を本日次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借入しました。

- 1 資金の用途（市町村名）起債事業
- 2 借入条件

期間	金額	利率	償還期限	据置期限
5年（うち据置期間1年）	円	パーセント	年 月 日	年 月 日
10年（うち据置期間2年）	円	パーセント	年 月 日	年 月 日
12年（うち据置期間2年）	円	パーセント	年 月 日	年 月 日
15年（うち据置期間3年）	円	パーセント	年 月 日	年 月 日
20年（うち据置期間4年）	円	パーセント	年 月 日	年 月 日

- 3 元利金の支払方法及び期日 半年賦元金均等償還とし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。
- 4 元利金の支払銀行等の店舗 山陰合同銀行県庁支店

年 月 日

職氏名

印

公益財団法人島根県市町村振興協会

理事長

殿

(注) 1 ※印は、記入しないでください。

2 金額は、算用数字（1, 2, 3, ……）で記入してください。

3 借入条件は、期間が1つの場合、該当する欄のみ記入してください。

4 借入年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。

5 枠外の捺印は、必ず押印してください。

特 約 条 項

1 利息の計算

利息は、借入の翌日から計算するものとする。

2 繰上償還

(1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

(3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は協会が指定するものとする。

3 延滞利息

借入団体は、元利金の払込を遅延した場合は、その額について払込期日の翌日から払込当日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。

4 報 告

借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合においては、その都度すみやかに協会

に報告するものとする。

(1) 名称を変更した場合。

(2) 地方自治法第7条又は第288条の規定に基づき、貸付を受けた資金の債務の継承を生じた場合。

(3) 貸付金を財源とする事業を中止し、若しくは廃止し、又は計画を変更した場合。

5 調 査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実地について調査することができるものとする。

6 そ の 他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

短 借 期 貸 付 書 借 用 証 書

金 額

円也

上記金額を本日次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借用しました。

- 1 資 金 の 用 途
- 2 利 率 年
- 3 償 還 期 限 パーセント
- 4 利 息 の 支 払 期 日 元金償還の日
- 4 元 利 金 の 支 払 銀 行 等 の 店 舗

年 月 日

職 氏 名

印

捨 印

公益財団法人島根県市町村振興協会

理事長 殿

- (注)
- 1 ※印は、記入しないでください。
- 2 金額は、算用数字（1, 2, 3, ……）で記入してください。
- 3 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。
- 4 枠外の捨印は、必ず押印してください。

特 約

条 項

1 利息の計算

利息は、借入の翌日から計算するものとする。

2 繰上償還

- (1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。
- (2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。
- (3) 繰上償還の場合における元利金の払込期日は協会が指定するものとする。

3 延滞利息

借入団体は、元利金の払込を遅延した場合は、その額について払込期日の翌日から払込当日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。

4 報 告

借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合においては、その都度すみやかに協会

に報告するものとする。

- (1) 名称を変更した場合。
- (2) 地方自治法第7条又は第288条の規定に基づき、貸付を受けた資金の債務の継承を生じた場合。
- (3) 貸付金を財源とする事業を中止し、若しくは廃止し、又は計画を変更した場合。

5 調 査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実地について調査することができるものとする。

6 そ の 他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

償還年次表

市町村名（事業名）

年度	元利金支払期日	年度貸付分（ 年据置 年償還）				
		貸付金額		利 率	%	
		元 金	■期首元金 (未償還元金)	◆利息	元金計	●利息計
年度上期	年 月 日					
年度下期	年 月 日					
年度上期	年 月 日					
年度下期	年 月 日					
年度上期	年 月 日					
年度下期	年 月 日					
年度上期	年 月 日					
年度下期	年 月 日					
年度上期	年 月 日					
年度下期	年 月 日					
年度上期	年 月 日					
年度下期	年 月 日					
年度上期	年 月 日					
年度下期	年 月 日					
年度上期	年 月 日					
年度下期	年 月 日					
年度上期	年 月 日					
年度下期	年 月 日					
年度上期	年 月 日					
年度下期	年 月 日					
年度上期	年 月 日					
年度下期	年 月 日					
年度上期	年 月 日					
年度下期	年 月 日					
年度上期	年 月 日					
年度下期	年 月 日					
年度上期	年 月 日					
年度下期	年 月 日					
年度上期	年 月 日					
年度下期	年 月 日					
年度上期	年 月 日					
年度下期	年 月 日					
年度上期	年 月 日					
年度下期	年 月 日					
合計						

年月日 償還の長期貸付金元利内訳表

市町村名		今回償還後の貸付残高	償還金		備考
貸付年度	元金		利息	計	
年度		円	円	円	
年度		円	円	円	
年度		円	円	円	
年度		円	円	円	
年度		円	円	円	
年度		円	円	円	
年度		円	円	円	
年度		円	円	円	
年度		円	円	円	
年度		円	円	円	
年度		円	円	円	
年度		円	円	円	
年度		円	円	円	
年度		円	円	円	
年度		円	円	円	
年度		円	円	円	
合計		円	円	円	

日
月
年

殿

事業完了報告書

年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会
理事長

職氏名

年 月 日付け、 年度島振協第 号で案内のあった 貸付金にかかる事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 完了年月日 _____年 ____月 ____日

3 確定事業費と財源内訳

確 定 事 業 費			千円
財源内訳	地 方 債	振興協会資金	千円
		その他の資金	千円
	国 ・ 県 補 助 金		千円
	そ の 他 特 定 財 源		千円
	一 般 財 源		千円

様式第 1 1 号（第 1 1 条第 1 項、第 1 1 条第 3 項関係）

繰上償還通知書

事 業 名 等	
繰 上 償 還 決 定 額	
貸 付 年 月 日	年 月 日
貸 付 額	円
未 償 還 元 金	円
繰 上 償 還 元 金	円
貸 付 残 金	円
払 込 期 日	年 月 日
払 込 方 法	別添「元利金払込通知書」のとおり

上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

印

公益財団法人島根県市町村振興協会
理事長

様

様式第 1 2 号（第 1 1 条第 2 項関係）

繰上償還申請書

繰上償還希望額	円
事業名	
借入年月日	年 月 日
当初借入額	円
未償還額	円
今回繰上償還額	円
差引借入残額	円
繰上償還希望期日	年 月 日
繰上償還の理由	

上記により繰上償還いたしたいので申請します。

年 月 日

職氏名

印

公益財団法人島根県市町村振興協会

理事長

様